

石油コンビナート等防災本部が関わる防災訓練に関する事例集

【事例②】添付資料 平成 30 年度 和歌山県石油コンビナート等総合防災訓練	1
【事例③】添付資料(1) 災害情報受伝達訓練（リーフレット）	11
【事例③】添付資料(2) 平成 30 年度神奈川県石油コンビナート等防災本部訓練計画及び実施要領（抜粋）	13
【事例③】添付資料(3) 川崎市臨海部防災対策計画（抜粋）	20
【事例④】添付資料 訓練概要書	27

平成30年度 和歌山県 石油コンビナート等総合防災訓練



平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練

1 目的

地震災害時において石油コンビナート区域で発生する可能性がある災害に対処するため、関係機関及び関係事業所が共同して訓練を実施し、災害が発生した場合に迅速かつ円滑な応急対策の方法について確認するとともに、防災意識を高め、各防災関係機関・事業所相互における協力体制の強化を図る。

2 日時

平成30年11月2日（金）13:30～15:00

3 場所

コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場（和歌山県海南市下津町下津27-1）

4 主催等

主催 和歌山県
協賛 海南市、和歌山北部臨海広域消防協議会

5 災害想定

東海・東南海・南海3連動地震

- (1) 平成30年10月31日（水）7時00分頃、和歌山県で非常に強い揺れを感じた。
和歌山地方気象台によると、震源地は和歌山県南方沖で、震源の深さは約10km、地震の規模はマグニチュード「8.7」と推定され、海南市では震度「6弱」が観測されるとともに、地震発生40分後には約5mの津波が到達した。
- (2) 11月2日（金）13時00分に津波注意報が解除された。
- (3) 防災ヘリから海上への油流出が確認され、和歌山海上保安部に通報された。
- (4) 構内施設点検中に余震が発生し作業員が海中に転落、防災ヘリより吊り上げ救助を実施した。
- (5) 海上保安庁等の船舶により航行制限区域を設定し、油流出処理の作業が実施された。
- (6) 事業所において、構内点検中の作業員がタンク配管からの漏油を発見した。流出油を防ぐため、土のう構築等の作業中、余震により多数の負傷者が発生した。
- (7) また、その後の余震により、タンク配管からの流出油及び海上の流出油に引火し火災が発生。消防隊、船舶等による消火活動・一斉放水により火災を鎮火した。

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練

6 訓練組織

訓練組織（和歌山県石油コンビナート等防災本部及び幹事）	
防災本部長	和歌山県知事
現地防災本部長	海南市長
現地防災本部長	近畿地方整備局和歌山港湾事務所長
	和歌山海上保安部長
	陸自第37普通科連隊長
	海南警察署長
	和歌山県危機管理監
	海南市消防本部消防長
	コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場長
	和歌山地方気象台長
本部付	和歌山県石油コンビナート等防災本部長
	和歌山北部臨海広域消防協議会会長

7 訓練参加機関等

参加機関等	参加人員等
和歌山県	・参加機関 28機関 ・参加人員 約280名 ・車 両 26台 ・船 船 7隻 ・航空機 1機
海南市	
和歌山北部臨海広域消防協議会	
国土交通省 近畿地方整備局和歌山港湾事務所	
海上保安庁 和歌山海上保安部、海南海上保安署	
陸上自衛隊 第37普通科連隊	
和歌山地方気象台	
日本赤十字社和歌山県支部	
防災航空隊	
和歌山県警察本部	
海南警察署	
和歌山市消防局	
海南市消防本部	
有田市消防本部	
御坊市消防本部	
新日鐵住金株式会社 和歌山製鐵所	
新日鐵住金株式会社 和歌山製鐵所（海南）	
花王株式会社 和歌山工場	
関西電力株式会社 海南発電所	
和歌山石油精製株式会社	
コスモ石油ルブリカンツ株式会社 下津工場	
JXTGエネルギー株式会社和歌山製油所	
関西電力株式会社 御坊発電所	
大岩石油株式会社	
和歌山県排出油等防除協議会	
日鉄住友物流株式会社 和歌山支店	
田中海運株式会社	
東西海運株式会社	

8 訓練概要（海上訓練・陸上訓練：同時進行）

- (1) 13:20～13:30 概要説明
- (2) 13:30～15:00 海上訓練、陸上訓練
- (3) 別紙「石油コンビナート等総合防災訓練概要」

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 訓練概要

別紙

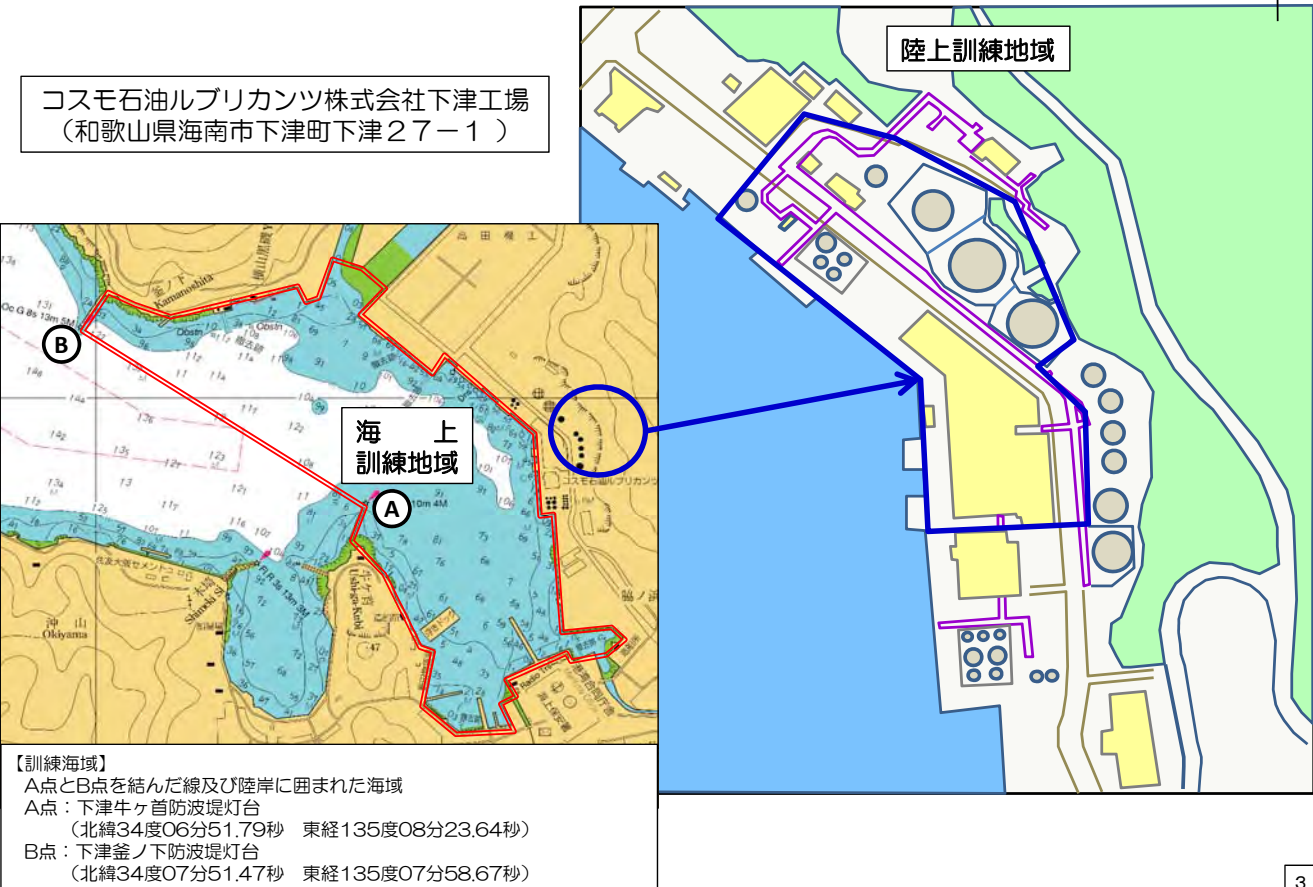
- ・津波災害対応実践訓練の一環として実施
- ・主催：和歌山県
- ・協賛：海南市、和歌山北部臨海広域消防協議会
- ・日時：11月2日（金）13:30～15:00
- ・場所：コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場
- ・実施要領：海上訓練・陸上訓練を実施

時間	訓練項目	訓練概要	参加機関	編成・装備等	
10分	訓練概要説明	訓練の概要について説明	陸上自衛隊	オートバイ、高機動車	
海上訓練間	現地災対本部運営訓練	現地災対本部、現地指揮所活動	近畿地方整備局	油回収船「海和歌丸」	
5分	海上訓練	情報収集・状況伝達訓練	海上保安庁	巡視艇「わかづき」 監視取締艇「あるでばらん」	
10分		海中転落者救助訓練	コスモ下津工場	展張船「第三大徳丸」	
10分		航行制限・周知活動訓練	航行制限区域設定、船舶に対する周知活動	日鉄住友物流株式会社	曳舟「うなばら」
10分		オイルフェンス展張訓練	オイルフェンス展張、浮流油回収	田中海運株式会社	曳舟「第41枅丸」
20分		流出油防除訓練	巡視艇等による航走攪拌等	東西海運株式会社	曳舟「東西丸」
5分		一斉放水	陸上放水に併せ巡視船等から一斉放水	各消防隊 ・有田市 ・和歌山市 ・海南市 ・御坊市	・海南市消防本部 ・各消防隊
陸上訓練		現地災対本部運営訓練	現地災対本部、現地指揮所活動	防災航空隊	防災ヘリ「ぎしゅう」
5分		陸上訓練	被害情報伝達訓練	県警察	海南警察署、パトカー等
10分	流出油防除・広報訓練		関係機関	・県日本赤十字社支部 ・和歌山地方気象台 等	
20分	負傷者救出・ 救護所開設訓練		負傷者救出・救助、救護所運営等		
25分	陸上訓練	各消防隊初動対応訓練・ 消火訓練			
		消防隊等による初動対応活動及び消火活動（一斉放水）			

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 訓練進行表

時 間	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30
全 般			海上・陸上訓練		閉 式	
災害対策本部 運営訓練等	津波注意報解除	訓練概要説明	現地災害対策本部、現地指揮所運営訓練 地震・津波、被災状況等の情報伝達訓練		講	
海上訓練	津波注意報解除	訓練概要説明	情報収集・状況伝達訓練 へりによる海中転落者吊り上げ救助訓練 流出油状況調査 航行制限区域設定・周知活動訓練 オイルフェンス展張・浮流油回収訓練 航走攪拌等による流出油防除訓練 消火訓練（一斉放水）		評	
陸上訓練	津波注意報解除	訓練概要説明	被害情報伝達・災害通報訓練・ 流出油初動対応訓練 流出油防御訓練・広報訓練 負傷者救出・救護所開設訓練 応援消防隊初動対応訓練・消火訓練 （一斉放水）		評	

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 訓練場所

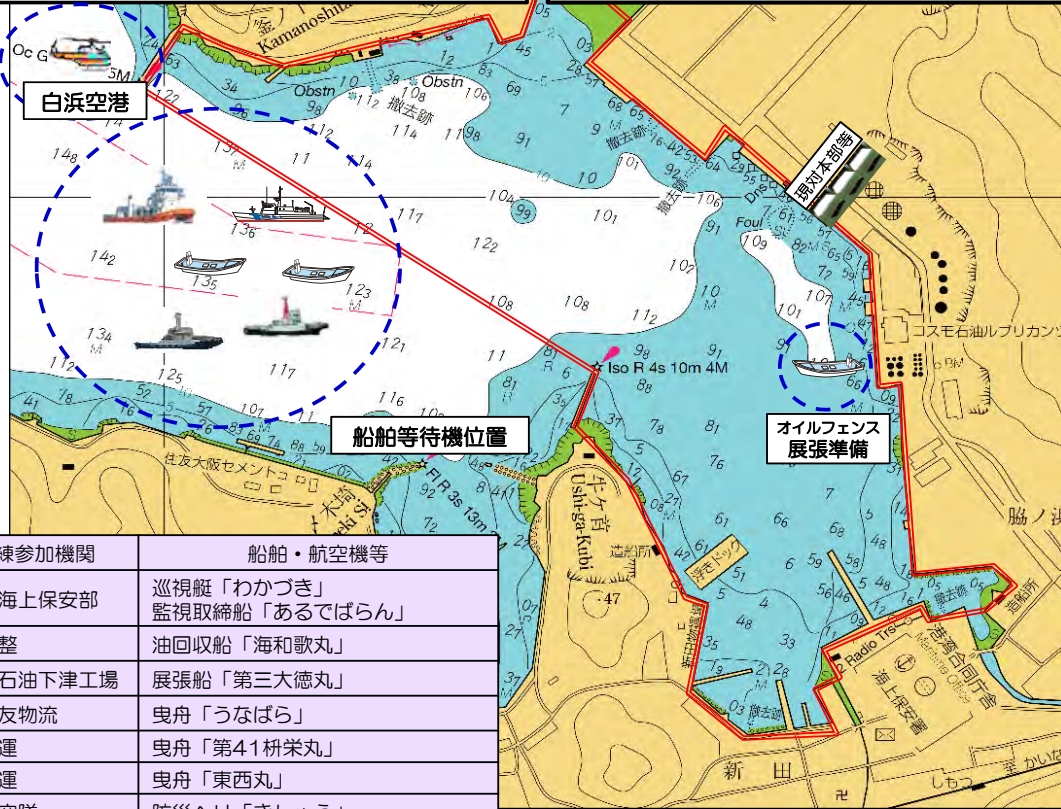


平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 海上訓練



海上訓練 (訓練開始の態勢)

- 1 13:10までに所定の位置に配置完了
- 2 展張船は、オイルフェンスを引き出せる状態で待機
- 3 防災ヘリは、南紀白浜空港で待機



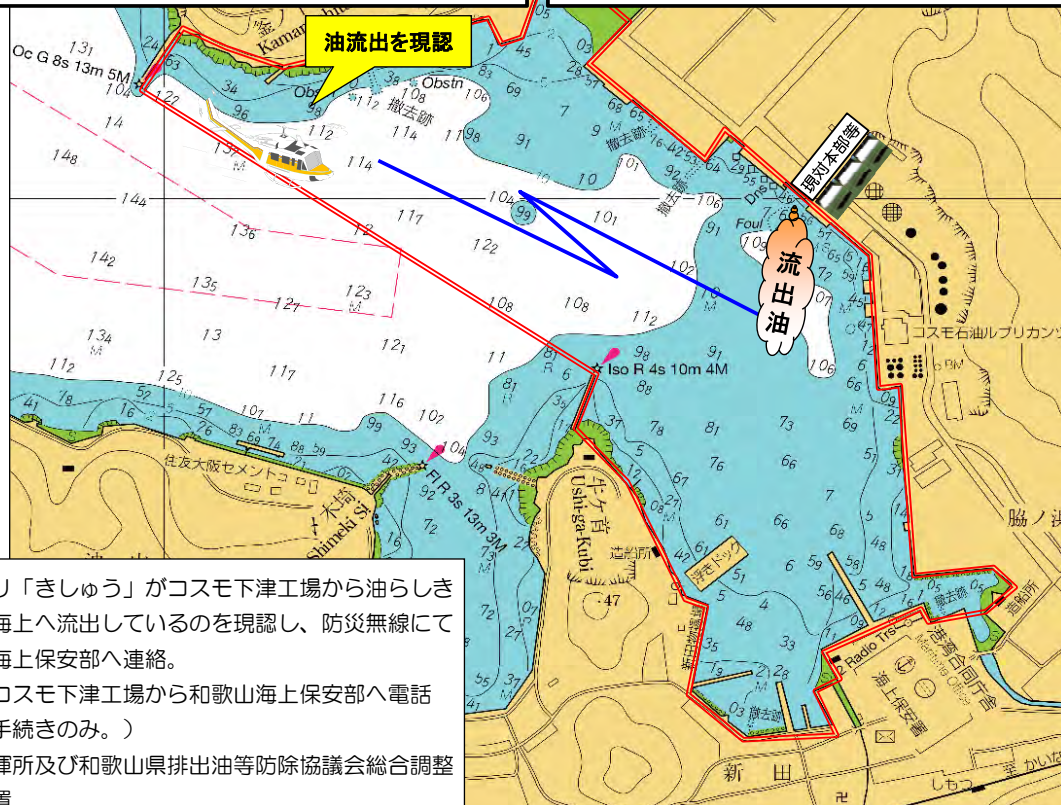
海上訓練参加機関	船舶・航空機等
① 和歌山海上保安部	巡視艇「わかづき」 監視取締船「あてでばらん」
② 近畿地整	油回収船「海和歌丸」
③ コスモ石油下津工場	展張船「第三大徳丸」
④ 日鉄住友物流	曳舟「うなばら」
⑤ 田中海運	曳舟「第41栴菜丸」
⑥ 東海海運	曳舟「東西丸」
⑦ 防災航空隊	防災ヘリ「きしゅう」

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 海上訓練



海上訓練 ① (情報収集・状況伝達訓練：流出油の現認)

- 1 防災ヘリから油流出の情報提供
- 2 現地对策本部、和歌山排防協現地統制本部を設置

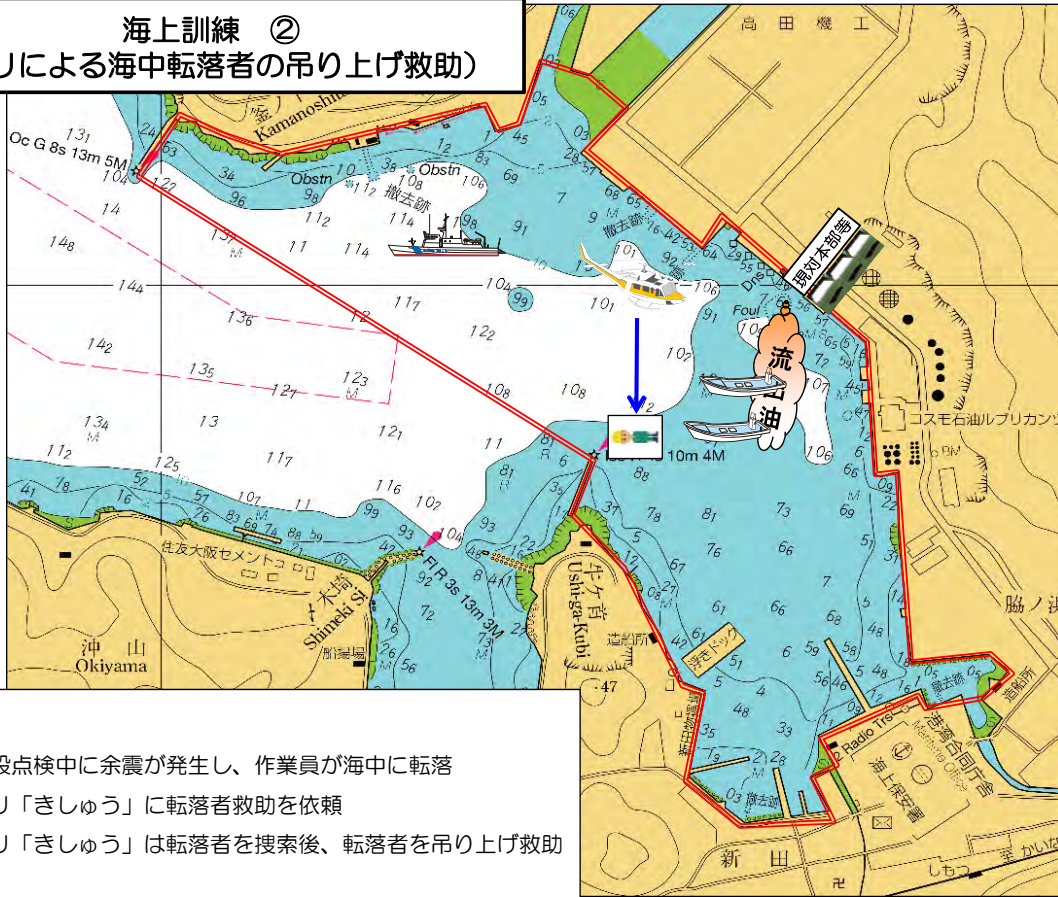


- ・ 防災ヘリ「きしゅう」がコスモ下津工場から油らしきものが海上へ流出しているのを現認し、防災無線にて和歌山海上保安部へ連絡。
- ・ 同時にコスモ下津工場から和歌山海上保安部へ電話通報（手続きのみ。）
- ・ 現地指揮所及び和歌山県排出油等防除協議会総合調整本部設置

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 海上訓練

N
4

海上訓練 ②
(ヘリによる海中転落者の吊り上げ救助)



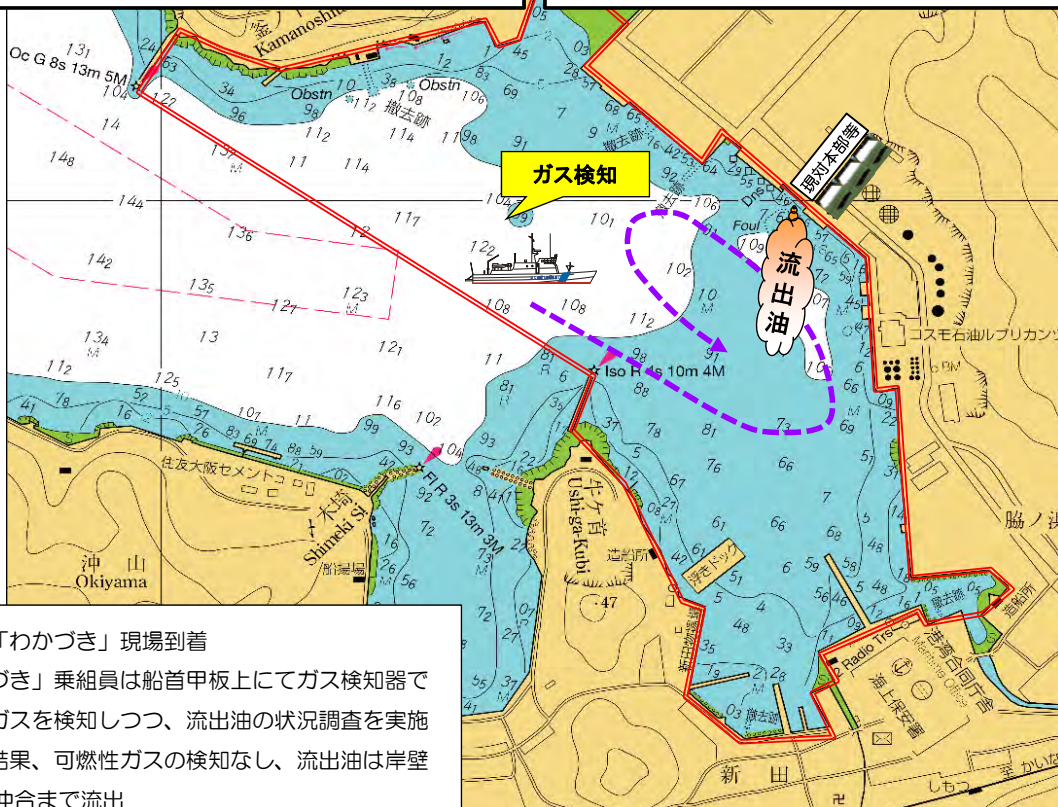
- ・構内施設点検中に余震が発生し、作業員が海中に転落
- ・防災ヘリ「きしゅう」に転落者救助を依頼
- ・防災ヘリ「きしゅう」は転落者を捜索後、転落者を吊り上げ救助

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 海上訓練

N
4

海上訓練 ③
(状況調査訓練：ガス検知器による調査)

- 1 巡視艇「わかづき」によるガス検知
- 2 浮流油の状況調査、海上現地指揮所へ報告



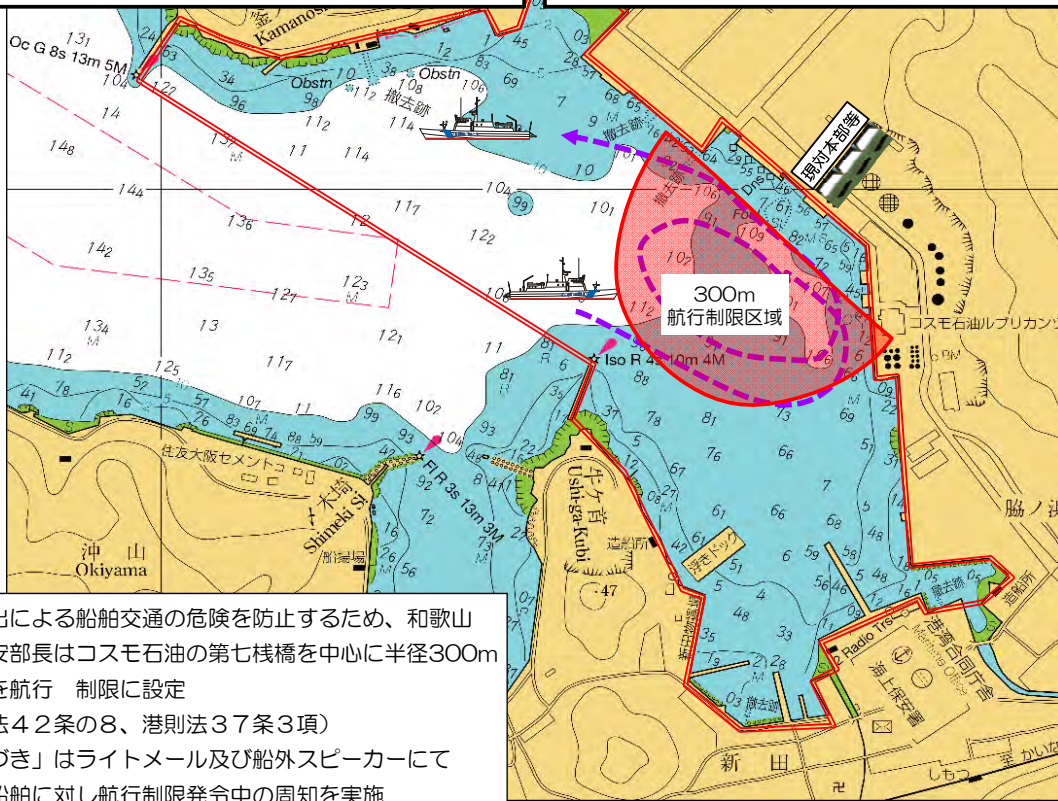
- ・巡視艇「わかづき」現場到着
- ・「わかづき」乗組員は船首甲板上にてガス検知器で可燃性ガスを検知しつつ、流出油の状況調査を実施
- ・検知の結果、可燃性ガスの検知なし、流出油は岸壁200m沖合まで流出

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 海上訓練



海上訓練 ④
(航行制限区域の設定、周知活動訓練)

- 1 和歌山海上保安部長により航行制限区域を設定
- 2 巡視艇「わかづき」がライトメール・スピーカーにより周知徹底



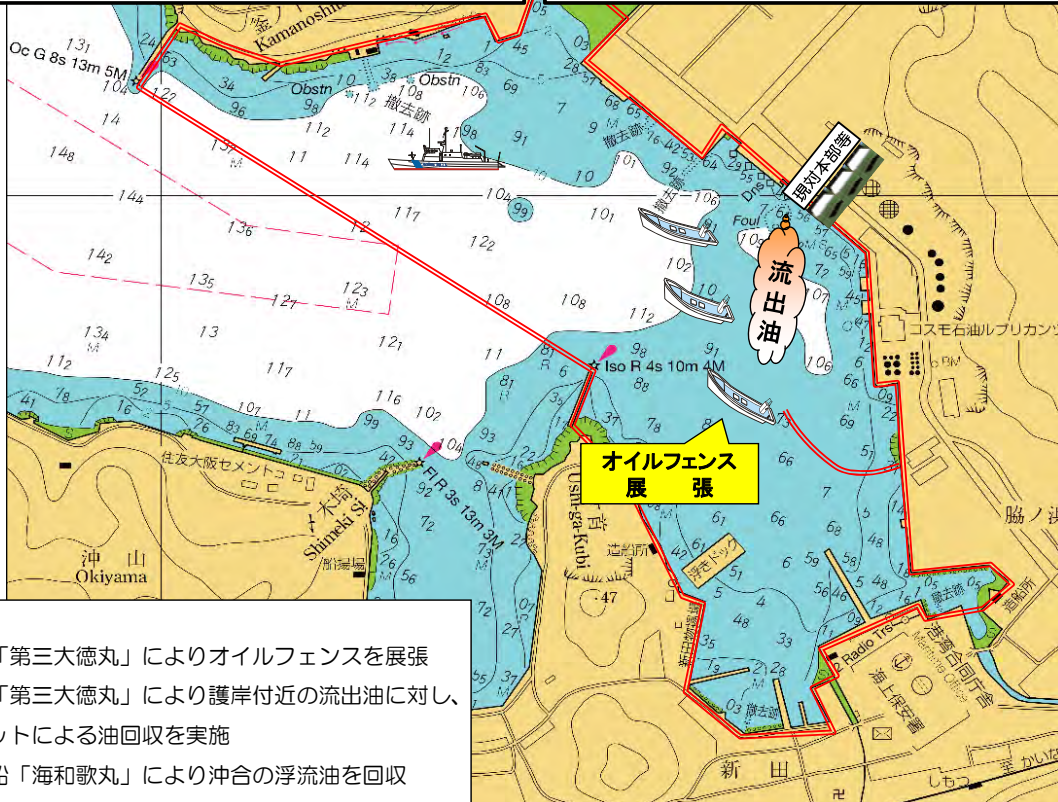
- 原油流出による船舶交通の危険を防止するため、和歌山海上保安部長はコスモ石油の第七棧橋を中心に半径300mの海域を航行制限に設定
(海防法42条の8、港則法37条3項)
- 「わかづき」はライトメール及び船外スピーカーにて港内の船舶に対し航行制限発令中の周知を実施

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 海上訓練



海上訓練 ⑤
(オイルフェンス展張・油回収訓練)

- 1 「第三大徳丸」によりオイルフェンスを展張
吸着マットによる油回収
- 2 「海和歌丸」により沖合の漂流油回収を実施



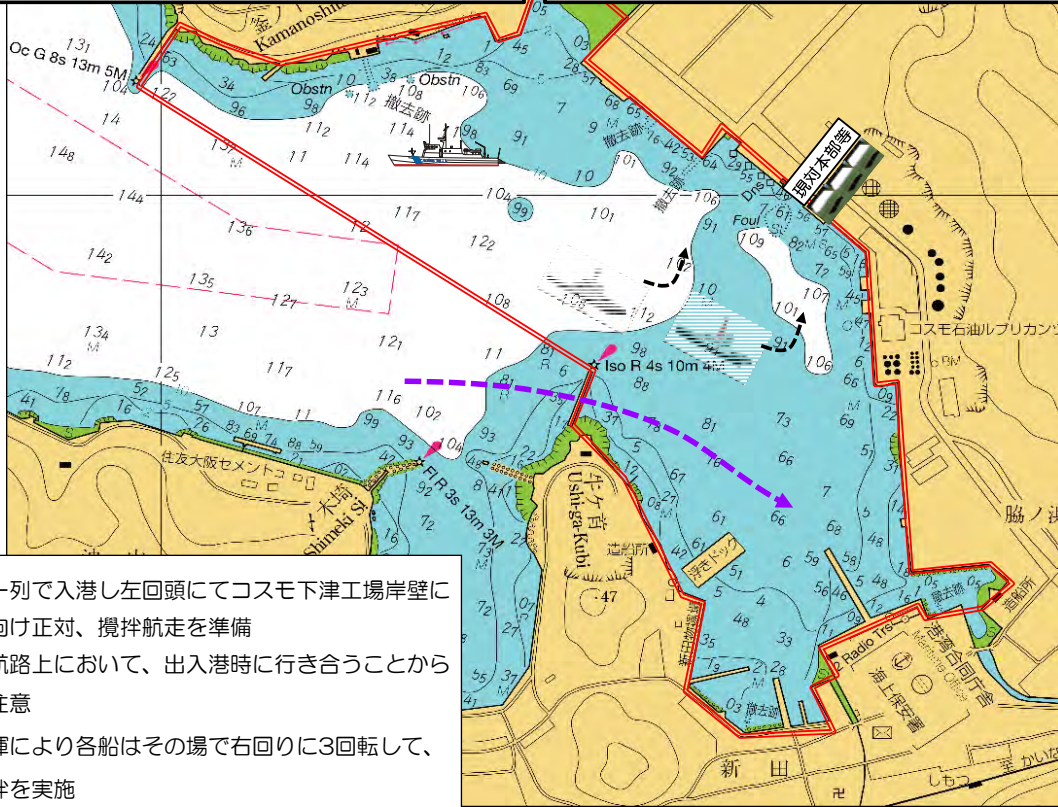
- 展張船「第三大徳丸」によりオイルフェンスを展張
- 展張船「第三大徳丸」により護岸付近の流出油に対し、吸着マットによる油回収を実施
- 油回収船「海和歌丸」により沖合の漂流油を回収

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 海上訓練

N
4

海上訓練 ⑥
(油防除訓練：航走攪拌訓練)

- ・曳舟各船は一列で入港後、左回頭にて発電所岸壁に船首を向け正対
- ・右回りに3回転し回頭攪拌を実施



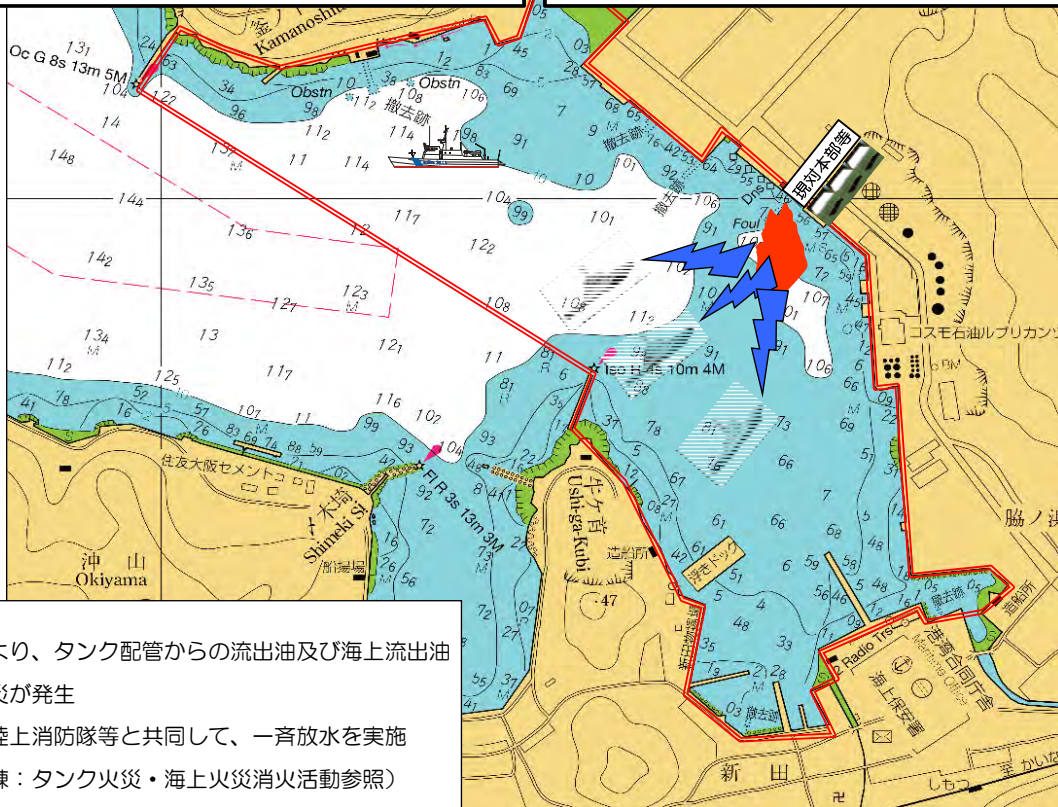
- ・各船は一列で入港し左回頭にてコスモ下津工場岸壁に船首を向け正対、攪拌航走を準備
- ・各船は航路上において、出入港時に行き合うことから十分に注意
- ・現場指揮により各船はその場で右回りに3回転して、回頭攪拌を実施

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 海上訓練

N
4

海上訓練 ⑦
(一斉放水による消火訓練)

- ・各船は陸上消防隊等と共同して一斉放水により消火



- ・余震により、タンク配管からの流出油及び海上流出油から火災が発生
- ・各船は陸上消防隊等と共同して、一斉放水を実施
(陸上訓練：タンク火災・海上火災消火活動参照)

7

平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 陸上訓練

N
4

陸上訓練
(訓練開始の態勢)

- 1 13:00までに配置完了
- 2 車両の配置は、統制員の指示による。



平成30年度石油コンビナート等総合防災訓練 陸上訓練

N
4

陸上訓練
(訓練開始の態勢)

参加機関	待機車両等	
① 自衛消防隊	化学車、高所放水車	
② 海南市消防隊	指揮車、化学車	
③ 海南警察署	パトカー	
	海南市広報隊	広報車
	海南市消防団	ポンプ車
海南市救急隊	救急車	
陸上自衛隊	オートバイ、高機動車	
日赤県支部	救急車、普通車	
④ 海南市消防隊	大型化学高所放水車、化学車 大型化学高所放水車、化学車	
⑤ 和歌山市消防隊	高所放水車、化学車、泡原液搬送車、化学車	
⑥ 有田市消防隊	化学車、大型化学高所放水車	
⑦ 御坊市消防隊	化学車、大型化学高所放水車	



陸上訓練 ①
(情報収集伝達訓練)



- 1 和歌山地方気象台
・津波注意報解除の報告
- 2 コスモ下津工場
・施設等の被害状況報告
・自衛消防隊の出動指令
- 3 関係機関への通報
- 4 和歌山広域消防指令センター
・海南市消防本部、警戒隊に出動指令

陸上訓練 ②
(原油流出防御・広報訓練)



- 1 コスモ下津工場自衛消防隊
・現地指揮本部設置、流出油防御措置
- 2 海南市消防隊
・指揮隊出動、指揮権の移譲
・海南市消防隊の増強指示
- 3 海南警察署：警戒区域の設定、交通規制等
- 4 広報隊：構内西側道路付近で広報活動
- 5 海南市消防団：警戒活動

陸上訓練 ③
(救護所開設・負傷者救助訓練)



- 1 海南市消防隊：救急隊の出動要請
- 2 自衛消防隊：負傷者を収容スペースへ搬送
- 3 海南市救急隊
 - ・一次収容所を開設し、負傷者の一次トリアージを実施
 - ・日赤救護所開設後、自衛隊と協力し患者搬送
- 4 日赤救護隊
 - ・日赤救護所を開設し、負傷者の二次トリアージを実施
- 5 37普通
 - ・負傷者を一次収容所に担架搬送、オートバイによる情報収集

陸上訓練 ④
(陸上・海上火災消火活動)



- 海南市消防隊長が全体の消火を指揮
- 陸上火災に対する消火活動
 - 自衛消防隊及び海南海防隊により消火活動実施
 - 海上火災に対する消火活動
 - 1 応援消防隊等の到着報告
 - 2 逐次到着する応援消防隊等への部署位置を指示
 - 警戒態勢
 - 各消防隊は、消防隊長の指示により水利部署したのち警戒を実施
 - 3 一斉放水
 - 消防隊長の指示により約2分間の一斉放水を行い
 - 陸上・海上火災を消火
 - 巡視船、油回収船等による同時一斉放水実施



～石油コンビナート災害情報受伝達訓練にご協力ください！～

神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づき定める「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」の検証を行うため、今年度も次のとおり情報受伝達訓練を行います。

特定事業所の皆様におかれましては、市消防局へのFAX送信作業にご協力をお願いします！

【訓練概要】

- 日 時：平成29年8月21日（月）10:00～12:00
（予備日：平成29年10月20日（金）10:00～12:00）
※毎偶数月実施の防災FAX一斉同報試験に合わせて実施
- 参加機関：神奈川県安全防災局、横浜市、川崎市、特定事業所、各地区共同防災協議会等
- 方 法：FAX及び無線による情報受伝達を実施し、災害発生時の初動対応を確認する。
- 被害想定：・平日昼間にコンビナート地域で震度5弱以上を観測
・津波の発生のおそれなし

⇒ 作業手順は裏面をご覧ください。

<参考>

地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル（抜粋）

1 目的

本マニュアルは、県内の石油コンビナート等特別防災区域（以下、「特別防災区域」という。）における、地震、津波等の災害による施設被害の発生状況等を迅速に把握するとともに、防災関係機関において当該情報を共有することにより、災害時における防災体制の強化を図ることを目的とする。

2 対象施設

地震等による被害状況を把握する施設等は、石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所（以下「特定事業所」という。）内に設置する施設等であって、以下のものをいう。

- (1) 高圧ガス施設
- (2) 危険物施設
- (3) 毒物・劇物取扱施設
- (4) その他施設（管理棟、構内道路等をいう。）

3 施設被害状況等の報告方法等

- (1) 施設被害状況等の報告は、気象庁が発表する震度情報について、横浜市及び川崎市（以下2市まとめて「関係市」という。）の特別防災区域において、震度5弱以上の地震を観測した特別防災区域に存する特定事業所が、別に定める様式により、施設被害状況等を所轄する関係市の消防本部へ提出することにより行う。また、津波にあっては、気象庁により津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された津波予報区（東京湾内湾）に属する特別防災区域に存する特定事業所が報告するものとする。



【特定事業所におけるFAX送信作業の手順】

<訓練実施日 10:00>

- 県安全防災局から全特定事業所へFAXで地震情報を一斉同報
- 県安全防災局から各地区の代表機関へ防災無線で連絡

※ 訓練開始前・実施中に発生した災害等への対応により訓練を中止する場合は、適宜、一斉同報FAXでお知らせします。

<訓練実施日 10:00～10:15頃>

- 各地区代表機関から地区内の特定事業所へ防災無線で連絡

※ 実災害時は、震度5弱以上を観測した特別防災区域に存する特定事業所が県からの連絡の有無に関わらず状況を報告していただくこととなりますが、今回は訓練の一環として、防災無線による訓練開始の呼びかけを行います。

<訓練実施日 ~11:00頃>

- 各特定事業所は被害状況の報告様式(様式1)に必要事項を記載し、
特定事務所の所在地を管轄する市消防局へFAX送信

- ◆ 横浜市内の特定事業所 → 横浜市消防局警防部司令課 **045-331-5221**
- ◆ 川崎市内の特定事業所 → 川崎市消防局警防部指令課 **044-223-2655**

- 報告様式は、県ホームページからもダウンロード可能です。
(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5050/p673464.html>)
- FAX送信時刻は、地震発生(FAX連絡確認)後、事業所内の巡視点検が終わるであろうと想定される任意の時刻としてください。
ただし、地震発生(FAX受信)の1時後を報告の期限とします。
- FAX送信する様式には目立つ位置に『訓練』と記載してください。
- FAX送付先は、最寄の消防署ではなく、市消防局(本部)となります。

作業終了



問合せ先

神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課
コンビナートグループ

電話 045-210-3479 (直)

電子メール kombinat.hn@pref.kanagawa.jp

平成30年度 神奈川県石油コンビナート等防災本部訓練計画

1 目的

神奈川県石油コンビナート等防災本部を構成する関係各機関による合同図上訓練を実施し、石油コンビナート等特別防災区域における災害発生直後の初動対応の習得・習熟及び関係各機関同士の連携強化を図り、県内のコンビナート防災体制を強化することを目的とする。

2 取組方針（平成30年1月25日石油コンビナート等防災本部幹事会において承認済）

- (1) 市単位に特化した上で、コンビナート地域周辺住民の避難に係る対応に焦点を当てた訓練を実施する。（平成30年度は川崎市、平成31年度は横浜市を想定）
- (2) 平成29年度の訓練課題^{*}への対応は、訓練シナリオ等に反映すべく検討する。

^{*}課題…情報の取りまとめや伝達作業に追われてしまい、「最悪の状況」を想定した判断や、想定される災害に対して先手を打つための情報収集ができていなかった点 など

3 重点訓練項目

上記方針を受け、重点的に訓練を実施する項目は次のとおりとする。

(1) 住民避難対応の検証

川崎市の特別防災区域内において、周辺に影響が及ぶ可能性の高い災害が発生した場合の周辺住民の避難に関する各機関の対応を検証する。

(2) 情報のトリアージと迅速な共有

「最悪の状況」を想定した判断や、想定される災害に対して先手を打つことができるようになるために、情報の重要度を意識して整理、受伝達を行う。

4 被害想定等の概要

- 平日の日中に川崎市を震源とする地震が発生
※地震想定…川崎市地震被害想定調査（平成25年度）において想定される「H24 川崎市直下の地震」（地震規模：M7.3、地震タイプ：南関東直下（プレート境界）型）
- 川崎市川崎区内では、特別防災区域の特定事業所^{*}において周辺に影響が及ぶおそれのある災害が発生
※JXTGエネルギー(株)川崎製油所、旭化成(株)川崎製造所
- 津波の発生はない。
- 関係各機関は地震発生後、速やかに対策本部の設置や連絡員の派遣を行い、関係被害情報の収集等の応急対策を開始した。

5 日時

平成 30 年 11 月 7 日（水）13:30～16:40（予備日：11 月 8 日（木）同時間帯）

※訓練当日、気象警報発令、地震、異常現象等により開催が困難と判断された場合は、11:00 までに県工業保安課から各機関へ一斉同報 FAX により延期又は中止を連絡する。

6 訓練会場及び参加機関

- 第一会場：神奈川県庁第二分庁舎（横浜市中区日本大通り 1）
消防庁、第三管区海上保安本部、神奈川県警察本部、神奈川県くらし安全防災局、横浜市総務局、横浜市消防局、J X T G エネルギー(株)川崎製油所、旭化成(株)川崎製造所、神奈川・静岡地区広域共同防災協議会、日本放送協会 横浜放送局、(株)テレビ神奈川、(株)アール・エフ・ラジオ日本、横浜エフエム放送(株)
- 第二会場：川崎市役所第三庁舎（川崎市川崎区東田町 5 番地 4）
川崎市総務企画局
- 第三会場：川崎市消防局（川崎市川崎区南町 20 番地 7）
川崎市消防局

7 訓練の実施方法

- ロールプレイング形式のブラインド型図上訓練を行う。
- 他機関への連絡は、電話、F A X 等により行う。
- 各機関の主な訓練内容は、大規模地震の発生時に設置される対策本部を主体とした積極的な情報収集及び他機関との情報共有・連絡調整とする。
- 訓練後は、各会場において訓練の検証や参加者へのアンケートを実施し、後日、訓練全体の検証を実施する。
なお、訓練当日、第一会場には評価者を配置し、関係機関の見学も可とする。
- 本訓練は、川崎市災害対策本部訓練と同時開催とする。

※実施方法の詳細は、実施要領において定める。

平成30年度 神奈川県石油コンビナート等防災本部訓練 実施要領

1 訓練の想定

平成30年11月7日（水）13:00頃、川崎市直下を震源とするマグニチュード7.3の地震（地震のモデル：H24 川崎市直下の地震）が発生し、関係各機関は速やかに対策本部を設置して関係被害情報の収集を開始した。

訓練は、地震発生後1時間が経過して一定の被害状況等が判明した時点（14:00）から開始し、以降、約2時間分の初動対応を2時間（1倍速）で実施する。

※川崎市の災害対策本部訓練は、発災直後の13:00から1倍速で実施（14:00から合同訓練となる。）

【訓練開始前（発災1時間後）までに判明している情報（概要）】

<被害状況>

- 津波発生のおそれはない。
- 県内では川崎市北部で最大震度7を観測して甚大な被害が発生しているほか、川崎市、横浜市、相模原市を中心に建物倒壊、火災が多数発生している。
また、川崎市川崎区内では、最大震度6強を観測し、石油コンビナート等特別防災区域では、2つの特定事業所において周辺に影響が及ぶおそれの高い災害が発生している。
 - ・ J X T G エネルギー(株)川崎製油所：原油タンク2基の火災
 - ・ 旭化成(株)川崎製造所：アクリロニトリルの漏えい及び合成ゴム製造施設の火災
- 首都圏では、東京23区、埼玉県南部でも被害が多数発生している。

<各機関の活動状況>

- 関係各機関は、地震発災後速やかに対策本部を設置して被害情報の収集を開始するとともに、得られた情報をもとに必要な措置を講じた。
- 第三管区海上保安本部及び県警本部は石油コンビナート等防災本部へ連絡員を派遣し、到達済み。その他の機関は、未派遣又は交通事情等により訓練中には到達しないものとする。

※ 詳細は、別途提示

2 訓練の進め方

(1) 訓練の約2週間前～前日まで

- ① 訓練開始前までに判明している情報（被害状況、各機関の活動状況）を参加者全員に事前周知する。
- ② プレーヤー（訓練対象者）は、①の情報を基に、チーム内で当日の役割分担を決定するとともに、想定される対応等について関係防災規程類の確認を行う。

(2) 訓練当日

訓練参加者は、訓練開始時刻までに各会場に参集し、訓練に臨むこととする。

ただし、訓練を延期又は中止する場合は、当日 11:00 までに県工業保安課から各機関あて一斉同報 FAX で連絡を行う。なお、延期は1回までとし、再延期しない。

<当日の延期・中止判断基準>

- 横浜市又は川崎市内に大雨・洪水・高潮に関する警報、大雨・暴風・高潮・波浪に関する特別警報、津波警報又は大津波警報のいずれかが発表され、かつ相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- 県内で震度5弱以上の地震が発生し、かつ、相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- 石油コンビナート等特別防災区域において火災、漏えい等の異常現象が発生し、かつ、県工業保安課が関係機関と調整の上必要と判断した場合

<当日のスケジュール>（第一会場）

- 12:30～13:30 受付（希望者は受付後、更衣室で更衣）
- 13:30～14:00 注意事項等の事前説明（事務局）
- 14:00～16:00 訓練
- 16:00～16:05 各参加機関（チーム）内での振り返り
- 16:05～16:30 訓練所見の発表※（各チーム5分以内）
- 16:30～16:40 講評（評価者2名、各5分程度）

※テレビ会議システムを利用して、第二会場（川崎市役所）からも訓練所見を発表する。

<講評>（第一会場）

- 評価者（自所属の活動服及び事務局が用意するビブス着用）
 - ・消防庁 特殊災害室 コンビナート保安係長兼コンビナート審査係長 藤原氏
 - ・消防庁 消防大学校 消防研究センター 技術研究部 施設等災害研究室長 畑山氏
- 評価の視点
 - ・情報が得難い状況下において、積極的な情報収集を行い、迅速な全体像の把握ができていたか。
 - ・得られた情報を整理し、事態の重要性を考慮して迅速な情報伝達等ができていたか。
 - ・住民避難に対して、各機関が適切な対応を講じることができていたか。

※当日は、別添の評価シートを基に評価を実施（p12～13 参照）

(3) 訓練後日

訓練での気付きや課題についてアンケート調査を行い、事務局において取りまとめを行う。

3 プレーヤー（訓練対象者）の対応

(1) 各チーム内の役割分担例

次の分担例を参考に、あらかじめ役割分担を決定しておく。

<役割分担の一例>

担当区分	役割
リーダー	得られた情報を基に、必要な判断を行う。
情報収集係	災害対応に必要な情報をコントローラーや他チームから収集する。
記録係	地図、ホワイトボードなどに災害情報、対応記録等を記載する。
情報伝達係	コントローラーや他チームからの問合せに対応するほか、意思決定事項等の伝達を行う。

※チームの状況によっては、1人が複数の役割を担当することも可

(2) 活動の基本的な流れ

コントローラーから電話又は書面で災害に関する状況等をプレーヤー各チームへ付与



記録係がPC・ホワイトボード等に記録、情報収集係が不足している情報を電話等で収集



得られた情報を基に、リーダーが必要な意思決定を行い、関係機関への情報伝達を指示

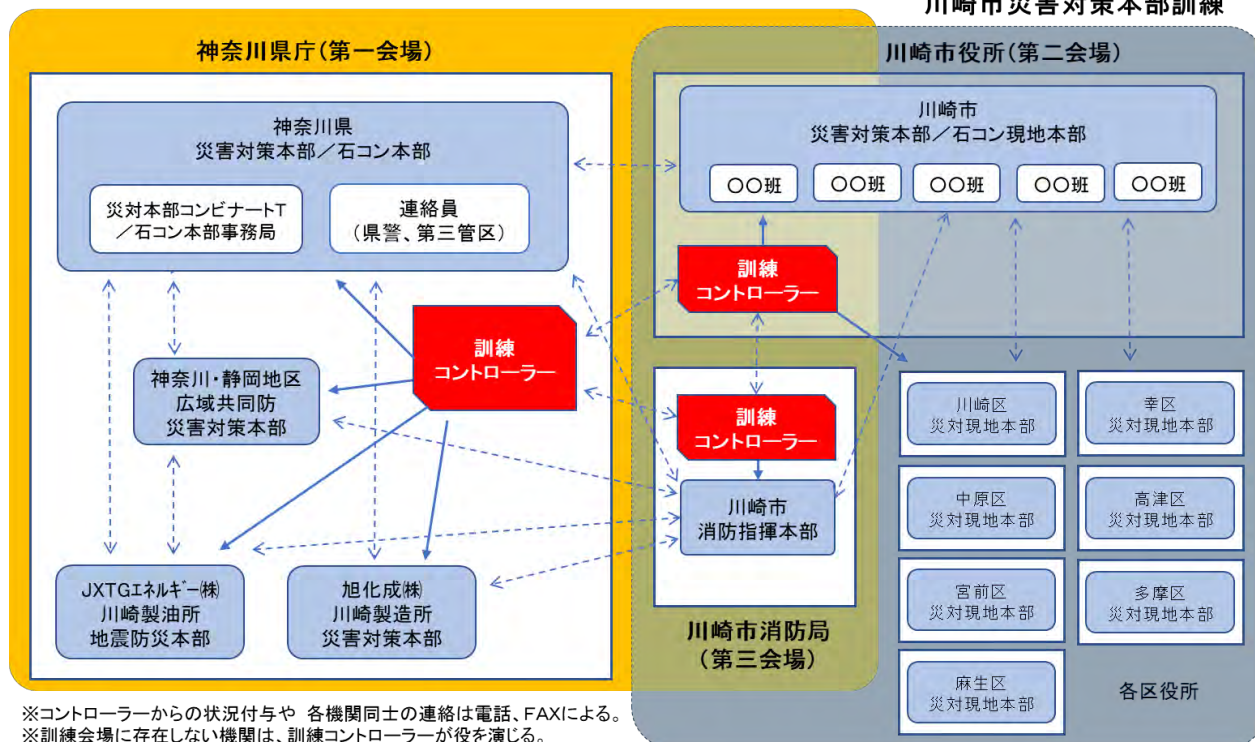


情報伝達係が災害情報、意思決定事項等を他の機関に対して伝達

【全体イメージ】

石油コンビナート等防災本部訓練

川崎市災害対策本部訓練



※コントローラーからの状況付与や 各機関同士の連絡は電話、FAXIによる。
 ※訓練会場に存在しない機関は、訓練コントローラーが役を演じる。

■ : コントローラー □ : プレーヤー ← : 状況付与 <--> : 連絡、問合せ等

(3) 注意事項

① 行動範囲について

プレーヤーは、与えられた災害情報等を基に、意思決定・追加情報の収集・他機関への情報伝達等を行う。なお、現場への出動や市民の避難誘導作業等、実行動を伴うものは訓練では行わず、行動したものと見なす。

② 情報の収集・伝達について

- 得られた情報は、緊急性や、最悪の場合の影響度の大きさなどから情報の重要度（高・中・低）を設定し、優先度の高い情報から関係機関等へ伝達するよう努めること。
- 実災害時の問合せ先・情報伝達先となる機関が訓練会場内に設置されている場合は、該当する他プレーヤーの機関（チーム）に対して問合せ等を行う。
一方、設置されていない場合は、想定機関等のコントローラー担当者に対して問合せ等を行う。
- 他機関（他チーム又はコントローラー）への問合せ、情報伝達等は、電話又は書面によって行う。

区 分	電 話	書 面
同一会場内	NTT 電話（内線）	人間 FAX
別会場間	NTT 電話(外線) 又は 防災電話	NTT FAX

※各機関の連絡先は、訓練用電話番号・FAX 番号一覧表（p8～10）を参照

※人間 FAX による場合、送信者が他機関の卓上に設置された受信トレイに直接紙を投函する。

※書面の様式は、別添の連絡票（p11 参照）によるほか、各チームの独自様式によることも可とする。（独自様式の場合は、上部空欄に「訓練」と大きく記載すること。）

③ 訓練時間について

訓練は1倍速で実施するため、実時刻で進行することとする。

④ 服装について

自所属で使用している防災用被服（防災服、活動服、作業着等）及び名札を着用する。

⑤ その他不明点に関する問合せについて

その他、訓練の進行に当たって不明な点は、事務局あてに電話で問合せを行う。

(4) 使用可能な資機材（第一会場）

訓練当日、各プレーヤーが使用可能な資機材は次のとおり。なお、これ以外に各機関で使用したい資機材、報告様式（電子データ）等があれば、事前に調整の上、適宜持ち込むことも可とする。

- ・パソコン（各チーム最大2台、プリントアウト可、インターネット閲覧不可）
- ・共用コピー機（プレーヤー4台、コントローラー2台）
- ・共用プリンター（プレーヤー2台、コントローラー1台）
- ・ホワイトボード（各チーム2個程度）
- ・地図（県内コンビナート地域周辺）
- ・筆記用具（ボールペン、シャープペン、消しゴム、付箋等） など

4 コントローラー（訓練進行役）等の対応

(1) コントローラー

訓練シナリオ（コントローラー限り）に基づき、各プレーヤーへの状況付与等を行う。

<基本的な役割>

担当区分	担当機関	役割
統括者	県工業保安課	<ul style="list-style-type: none"> 各コントローラーの状況付与のタイミングを管理する。 訓練進行中に生じた調整事項を検討し、判断する。
電話対応	各機関	<ul style="list-style-type: none"> 電話で各プレーヤーに対して状況付与する。 訓練会場に設置されていない機関、部署の担当役として各プレーヤーからの電話報告・問合せに対応する。
FAX対応	県工業保安課	<ul style="list-style-type: none"> 書面で各プレーヤーに状況を付与する。（人間FAX） 各プレーヤーからコントローラー宛ての書面を受領し、担当者へ配付する。

<注意事項>

- 訓練当日、川崎市（危機管理室・消防局）以外のコントローラーは第一会場に集合して状況付与等を行う。なお、川崎市（危機管理室・消防局）のコントローラーは第二・三会場において状況付与等を行う。
- 第一会場では、統括者を中心に状況付与を行い、必要に応じて、状況付与のタイミング・内容等を調整する。また、第二・三会場のコントローラーとも必要に応じて連絡を取り合うなどし、状況付与の内容等に齟齬が生じないように努めることとする。
- 第一会場のコントローラーは、自所属の防災用被服（防災服、活動服、作業着等）及び事務局が用意するビブスを着用する。

(2) 事務局（第一会場）

担当区分	担当機関	役割
事務局	県工業保安課	<ul style="list-style-type: none"> 訓練全体の司会進行、訓練中のタイムキーパー 訓練の事前説明、訓練中の進行に関する問合せ対応

<注意事項>

- 事務局は、自所属の防災用被服（防災服、活動服、作業着等）及び事務局が用意するビブスを着用する。

川崎市臨海部対策計画 概要版 (抜粋)

4 応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、本市及び防災関係機関並びに特定事業所は、石油コンビナート等防災本部(県)、石油コンビナート等現地防災本部(市)等を設置するなど、相互に協力して一体的な防災体制を確立し、災害の防ぎよ、災害情報の収集・伝達、津波対策等の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

4-1 避難対策

臨海部において、火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び就業者等の生命及び身体を災害から保護し、その他被害の拡大を防止するため、避難の必要があると認められる場合、施設の災害影響範囲などを考慮して、適切に避難勧告等を発令し、速やかに伝達するとともに、関係機関等と緊密に連携して避難誘導を行う。

津波警報が発表された場合の避難計画は、別に定める「川崎市津波避難計画」によるものとする。

4-2 避難計画の前提

1 検討対象とする施設・災害

「神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査」の対象施設・災害とその影響評価結果を前提として、避難計画を作成するが、想定災害を災害の発生危険度に応じて以下に示す区分により分類し、対応の優先度を示している。避難計画の作成にあたっては、この他に発生危険度が

低い災害に相当する「その他の災害」を設け、計4区分とする（図1）。

○第1段階の想定災害：災害の発生危険度がBレベル以上の災害

→ 現実的に起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害

平常時： 10^{-5} /年程度以上

地震時（都心南部直下地震・三浦半島断層群の地震）： 10^{-3} 程度以上

地震時（大正型関東地震・【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震）： 10^{-2} 程度以上

○第2段階の想定災害：災害の発生危険度がCレベルの災害

→ 発生する可能性が相当に小さい災害を含むが、万一に備え対策を検討しておくべき災害

平常時： 10^{-6} /年程度以上

地震時（都心南部直下地震・三浦半島断層群の地震）： 10^{-4} 程度以上

地震時（大正型関東地震・【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震）： 10^{-3} 程度以上

○低頻度大規模災害：災害の発生危険度がDレベル以下で、影響度がIレベルの災害

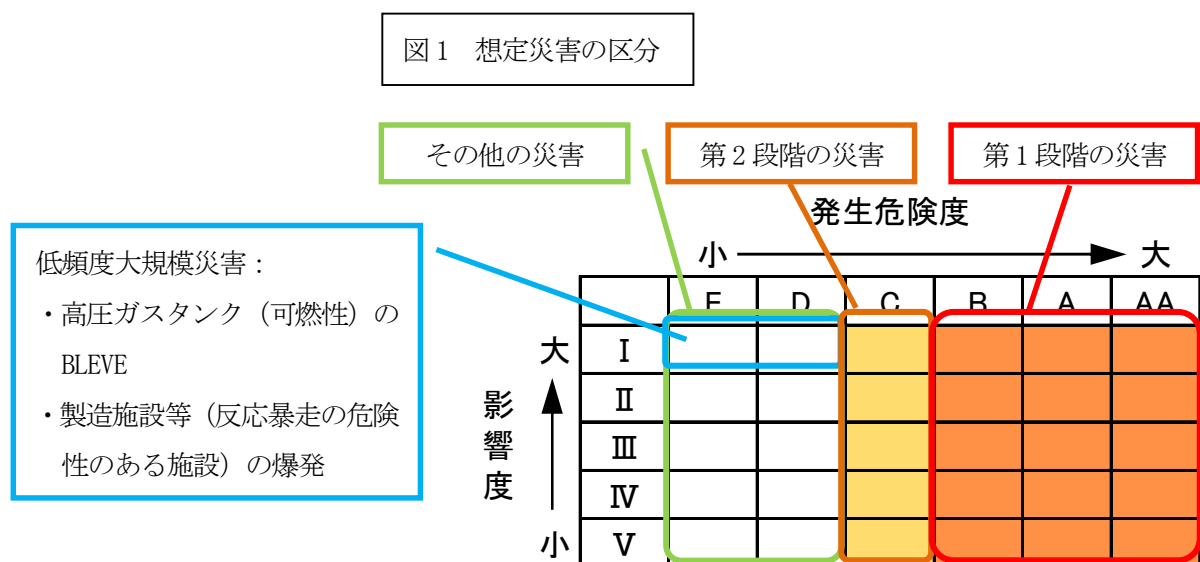
（影響評価の対象とする災害事象：可燃性高圧ガスタンクのBLEVE及び製造施設等の爆発）

→ 発生する可能性が非常に小さいが、影響が大きくなると考えられる災害

平常時： 10^{-7} /年程度以上

地震時（都心南部直下地震・三浦半島断層群の地震）： 10^{-5} 程度以上

地震時（大正型関東地震・【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震）： 10^{-4} 程度以上



2 避難をする状況等

住民等が避難を要する事態は表1、避難対象地域及び避難方法は表2の通りとする。

表1 住民等が避難を要する事態

避難を要する事態		状況
①火災延焼 拡大	危険物火災	・大規模な危険物火災が発生し、周辺へ延焼拡大の危険性がある場合 ・原油や重油などを貯蔵するタンクにおいて全面火災が発生し、ボイルオーバー ¹⁾ の発生危険性がある場合
	可燃性ガス火災	・大規模な可燃性ガス火災が発生し、周辺へ延焼拡大の危険性がある場合
②大量漏洩	危険物の大量漏洩	・危険物が漏洩し、液面から可燃性ガスが蒸発、拡散している場合
	危険物(毒性)、 毒性液体の大量漏洩	・危険物(毒性)/毒性液体が漏洩し、液面から毒性ガスが蒸発、拡散している場合
	可燃性ガスの漏洩継続	・可燃性ガスの漏洩が継続し、直ちに漏洩停止できない場合
	毒性ガスの漏洩継続	・毒性ガスの漏洩が継続し、直ちに漏洩停止できない場合
③大規模 災害	BLEVE(高压ガスタンク)	・周辺火災等により高压ガスタンクで BLEVE ²⁾ の発生危険性が生じた場合
	反応暴走(製造プラント)	・製造プラントで反応暴走の発生危険性が生じた場合

- 1) 原油や重油などの広い沸点範囲を持つ油は、火災により表面部の軽質成分が先に燃焼して重質化し、高温層を形成して徐々に沈下する。この高温層がタンク底部に溜まった水の層に達すると水蒸気爆発を引き起こし、油を噴き上げ燃焼を拡大する。このような現象はボイルオーバーと呼ばれ、発生危険性は油種や火災の状況(継続時間等)によって異なる。
- 2) 沸点以上の温度で貯蔵している加圧液化ガスの貯槽や容器が何らかの原因により破損し、大気圧まで減圧することにより急激に気化する爆発的蒸発現象で、典型的には、火災時の熱により容器等が破損して発生する。BLEVEの発生は内容物が可燃性のものに限らないが、可燃性の場合には着火してファイヤーボールと呼ばれる巨大な火球を形成することが多い

表2 避難対象地域と避難方法

避難を要する事態		避難対象地域	避難方法
①火災延焼 拡大	危険物火災	流出火災の影響範囲内の地域	域外避難
	可燃性ガス火災	爆発/フラッシュ火災の影響範囲内の地域	域外避難
②大量漏洩	危険物の大量漏洩	流出火災の影響範囲内の地域	域外避難
	危険物(毒性)、毒性 液体の大量漏洩	毒性ガス拡散の影響範囲内の地域	域外避難
	可燃性ガス、毒性ガス の漏洩継続	フラッシュ火災/毒性ガス拡散の影響範囲 内の地域	域外避難
③大規模 災害	BLEVE (高压ガスタンク)	以下の災害の影響範囲内の地域 ①ファイヤーボールによる放射熱 (11.6kJ/m ² s) ②蒸気雲爆発による爆風圧(2.1kPa) ③飛散物の飛散範囲	発災施設周辺(爆風圧 (16kPa)の影響範囲内の 地域):域外避難 その他の避難対象地域: 屋内退避
	反応暴走 (製造プラント)	蒸気雲爆発による爆風圧(2.1kPa)の影 響範囲内の地域	発災施設周辺(爆風圧 (16kPa)の影響範囲内の 地域):域外避難 その他の避難対象地域: 屋内退避

注) 域外避難：影響範囲外の避難所等への避難 屋内退避：自宅や安全な建物内への退避

＜参考＞神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査における災害の影響評価の値

評価項目		値	説明
大規模災害	ファイヤーボールの放射熱	11.6kJ/m ² s	約8秒程度受け続けることにより、火傷を生じる熱量。
	爆風圧	16kPa 2.1kPa	16kPa: 建物の大きな被害の限界 2.1kPa: 安全限界(この値以下では95%の確率で大きな被害はない)とされる圧力

4-3 避難の考え方

1 避難の勧告・指示（緊急）

(1) 避難勧告・指示（緊急）の基準

- ア 火災の発生（放射熱の影響）：危険物や可燃性ガスの火災等放射熱が、人体に危険を及ぼすと予想される場合
- イ 可燃性ガスの漏洩（爆発危険）：漏洩により、爆発危険が生じた場合
- ウ 毒性ガスの漏洩（有毒物の影響）：漏洩拡散により、人体に危険を及ぼすと予想される場合
- エ その他、市長が必要と認めた場合

(2) 避難勧告・指示（緊急）の実施者

- ア 市長が実施するが、川崎区長、消防局長、臨港消防署長又は川崎消防署長は、市長に要請するいとまがないときは、避難の指示等を市長に代わり速やかに実施し、事後市長に報告する。
- イ 本市以外の機関は、警察官、海上保安官及び自衛官が避難の指示等を行うものとする。なお、この場合、避難の指示を行った際は、実施後直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(3) 避難勧告・指示（緊急）の内容

住民等に、避難を要する理由、避難勧告・指示（緊急）の対象地域、避難先等をできる限り明示し、安全かつ迅速に避難させる。

(4) 避難勧告・指示（緊急）の伝達方法

市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、市防災行政無線同報系無線、緊急速報メール等の実情に即した方法により住民等へ伝達する。なお、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、伝達漏れのないよう留意する。

(5) 関係機関等への通知及び報告

市長は、速やかにその旨を県知事に報告するとともに、第三管区海上保安本部（川崎海上保安署）等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。また、消防局長、又は川崎区長もしくは消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知する。

(6) 住民等への避難勧告・指示（緊急）の解除

市長は、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難勧告・指示（緊急）を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。また、川崎区長は、避難勧告・指示（緊急）の解除に伴う避難者及び避難施設の管理者との事務処理にあたる。

2 避難方法と避難対象地域

(1) 避難方法

表3に避難の方法を示す。避難を要する事態が生じた場合、原則として災害の影響が及ぶ前に、想定される影響範囲外への避難（域外避難）を実施する。ただし、大規模災害は、影響範囲が極めて広範囲となり迅速な避難が困難となる恐れがあることや、避難中に爆発が発生した場合には、飛散物等による被害の危険性がより大きくなる可能性があることを踏まえ、発災施設の周辺地域においては域外避難、その他の避難対象地域においては頑強な建物内への避難（屋内避難）とする。

表3 避難の方法

域外避難	一時避難	特定事業所における大規模屋外タンク等の火災・爆発又は有毒ガスの漏洩により付近住民に危険が及ぶと認める場合は、公園・大規模な空地等安全な場所に避難させる。
	広域避難	震災等により、広域的な災害が発生し周辺地域住民に危険が及ぶと認める場合には、安全である直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等に避難させる。
	特別避難	島部と連絡する橋りょう等が災害により使用できず、内陸部と島部間の連絡が途絶した場合は、避難用船舶による避難を行う。 ・在島者の状況を、ヘリコプター等により情報収集するとともに、船舶の係留位置及び港湾施設の被害状況等を考慮して集合位置を指定し、在島者には、神奈川県石油コンビナート等防災無線、川崎市防災行政無線、メール、ヘリコプター、広報車等を活用し、伝達を徹底する。 ・災害状況等に応じ、関係機関と協議の上、横浜海上保安部（川崎海上保安署）へ救助を要請するとともに、本市及びその他の関係機関保有船舶等により避難を実施する。なお、避難用船舶の確保等について、事前に関係機関と協議しておくものとする。 ・避難先は被害のない内陸部又は東京湾内の他の港とする。
屋内避難	屋内にとどまる方が、避難所等への避難よりも危険性が少ないと考えられる場合は、屋内に避難する。	

(2) 避難対象地域

避難を要する事態（表1）毎の避難対象地域と避難方法は表2に示した通りである。

なお、大規模災害による屋内退避の対象地域に所在する外来者は、手近にある頑強な建物等の内部へ退避する必要があるが、屋外である広域避難場所は災害の影響が及ぶ危険性があることから、避ける必要がある。

3 避難誘導

消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、住民等を安全、迅速及び組織的に避難誘導を行う。また、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者避難支援制度に登録している住民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行う。

川崎区長は、避難誘導を行うため、避難経路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ関係機関等に対し協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を要請する。

避難は、徒歩を原則とする。ただし、災害発生事業所または災害発生事業所の近隣の事業所や住民で、危険が迫り、迅速に避難を要する場合等は車両による避難を併用する。

島部に架かる橋梁や海底トンネルなどが通行不能になり、島部が孤立化した場合に備え、各島の船舶接岸場所、ヘリコプターの場外離着陸場所等について検討する。

4 避難先

市長は、公園・大規模な空地等安全な場所、あるいは直近の小・中・高等学校又は広域避難場所等を避難先として指定する。川崎区長、消防局長又は臨港消防署長は、市長に指定するいとまがないときは、避難先を市長に代わり指定し、事後速やかに市長に報告する。

5 避難者の受入れ

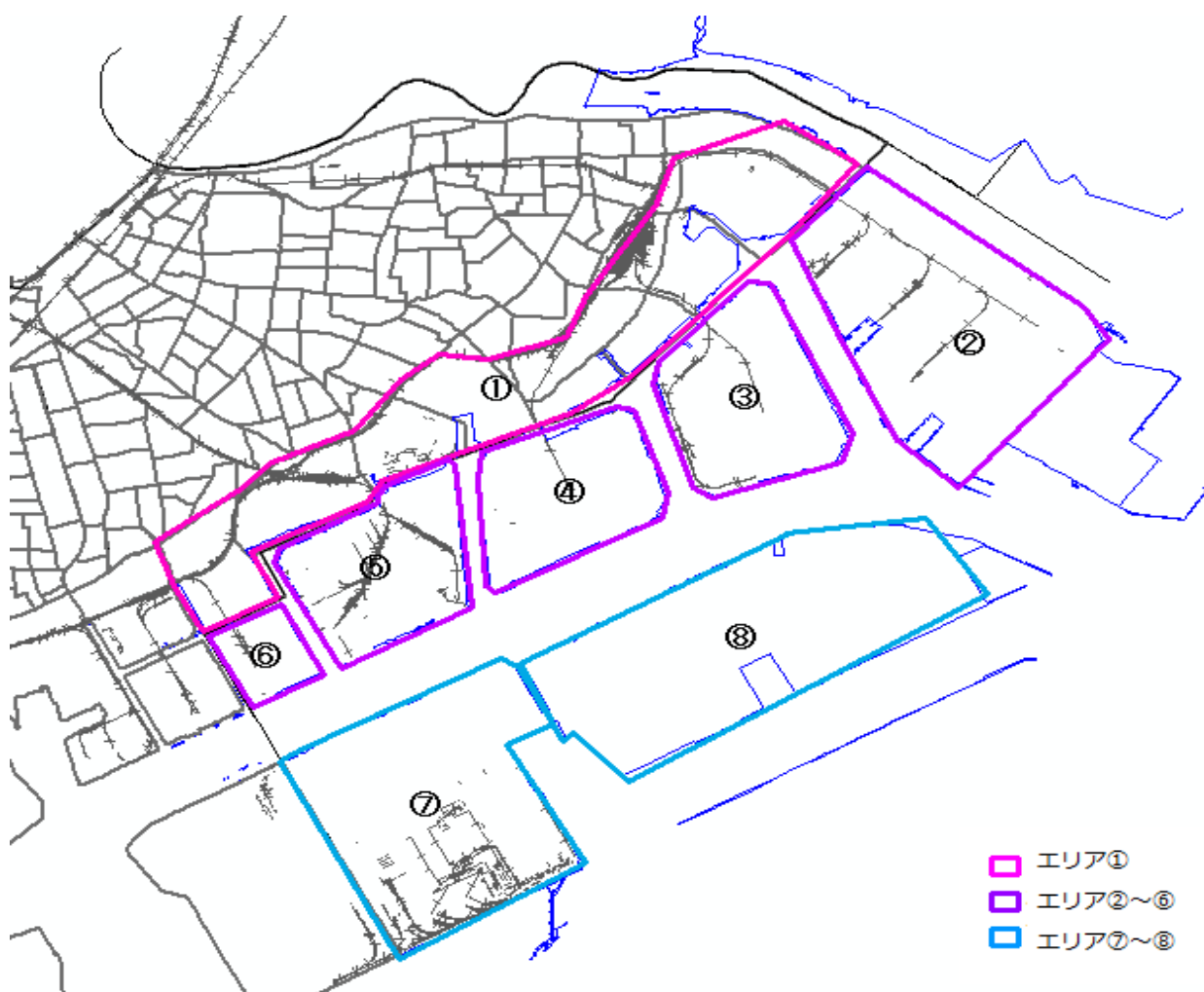
川崎区長は、避難者を収容するため、要員を当該避難所等へ派遣し、施設管理者と連携して避難者の保護にあたりると共に、必要に応じて、食料、飲料水及び毛布等の支給を準備する。また、避難所等を開設したときは、直ちにその旨及び避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長へ報告する。

4-4 避難計画

以下の①または②に該当する災害を対象に、避難対象地域、最大避難者数等を整理し、避難計画を作成する。別表1に平常時・地震時の災害について、別表2に大規模災害についての避難計画を示す。

- ① 災害の影響範囲が石油コンビナート区域外の一般地域へ及ぶ災害
- ② 石油コンビナート地域を図2に示す8つのエリアに区分し、各エリアで発生する災害の影響範囲が隣接エリアに及ぶ災害

図2 石油コンビナートのエリア区分



平成30年度千葉県石油コンビナート等防災訓練

(京葉臨海南部地区)

次 第

日 時 平成30年11月16日(金) 13:00～15:00

場 所 新日鐵住金株式会社 君津製鐵所及び周辺海域

1. 訓 練

(1) 陸上訓練

開始 13:00 終了 13:45

(2) 海上訓練

開始 13:55 終了 14:40

2. 閉会式

開始 14:50 終了 15:00

(1) 講評

- ・千葉県石油コンビナート等防災本部長(千葉県知事)
- ・千葉県石油コンビナート等現地本部長(木更津市長)

(2) 挨拶

- ・京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会長
(新日鐵住金株式会社君津製鐵所 安全環境防災部長)

(3) 来賓紹介

(4) 挨拶

- ・訓練会場事業所長(新日鐵住金株式会社 君津製鐵所所長)

1. 目的

「第39回九都県市合同防災訓練実施大綱」及び「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づき、相模トラフ及び千葉県東方沖の地震を想定して、特定事業所、共同防災組織が主体となり発災対応型訓練を実施することにより、災害応急対策の整備・運用の充実を図るとともに、特定事業所、共同防災組織及び防災関係機関相互の応援体制の確立に資する。

2. 実施日時 平成30年11月16日（金）13時00分から15時00分まで

3. 実施場所 新日鐵住金株式会社 君津製鐵所及び周辺海域

4. 主 唱 千葉県石油コンビナート等防災本部

5. 主 催 千葉県・木更津市・君津市
京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会

6. 参加機関 千葉県、千葉海上保安部、木更津海上保安署、木更津港湾事務所、千葉県警察本部（地域部水上警察隊、警備部機動隊、木更津署）、関東管区警察局（千葉県情報通信部機動通信課）
木更津市、木更津市消防本部、君津市消防本部、
京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
京葉臨海南部地区共同防災組織、新日鐵住金株式会社君津製鐵所

7. 訓練想定

（1）陸上訓練

相模トラフにおける地震（マグニチュード8.2）の発生により、新日鐵住金(株)君津製鐵所内クレーン上部で作業中の従業員が転落により負傷、その後の余震により危険物倉庫からの火災が発生、あわせて化学物質の漏洩事故が発生し多数の従業員が被災、更なる余震によりクレーンから火災が発生した。

（2）海上訓練

13時55分頃、千葉県東方沖を震源とする余震が発生した。この地震により新日鐵住金株式会社君津製鐵所東岸壁に係留中の貨物船が、岸壁接触により船体の一部が損傷し、燃料油の重油が大量流出した。

8. 訓練内容

訓練は特定事業所内で行う実践的なものとする。

また、各特別防災区域の地域特性等を考慮の上、各防災関係機関等の参加により次の訓練を実施し、発災時における防災関係機関相互の応援体制の確立及び自衛防災体制の充実を図る。

ア 陸上訓練

(1) 地震避難訓練

地震発生により、屋外へ避難し人員点呼する。

(2) 地震対策本部設置・通報訓練

事業所は君津製鐵所地震対策本部を設置し情報収集を実施する。危険物倉庫火災発生的一方が対策本部に入り、事業所自衛防災隊の出動と、ちば消防共同指令センターへの通報を実施する。

(3) 現場指揮本部設置訓練

木更津消防指揮隊長を本部長とする現場指揮本部を設置する。

(4) 救助訓練

危険物倉庫火災に対し、事業所自衛防災隊、木更津市消防本部が消火活動を実施する。

(5) 広報訓練

危険物倉庫火災発生に伴い、付近住民等へパトカーによる広報活動を実施する。

(6) 応援要請訓練（県警）

余震により化学物質漏洩事故が発生したため、県警NBCテロ災害対応専門部隊の出動要請を実施する。

(7) 救助訓練

化学物質漏洩事故に対し、県警NBCテロ災害対応専門部隊が救出活動を実施する。あわせて、警察車両による付近住民等への広報活動を実施する。

(8) 救助訓練

更なる余震によりアンローダーの階段が破損、アンローダー上部に作業員が取り残され、木更津市消防本部の救助隊が梯子車による高所救出を実施する。

(9) 応援要請訓練（消防）

アンローダーから救出中にアンローダーの機械室とケーブル付近から同時火災が発生し、事業所自衛防災隊、京葉臨海南部地区共同防災隊の出動要請と君津市消防本部への応援出動要請を実施する。

(10) 消火訓練

木更津市消防本部、君津市消防本部、事業所自衛防災隊、京葉臨海南部地区共同防災隊で消火活動を実施する。

イ 海上訓練

- (1) 事業所初動対応
情報伝達訓練
応急的拡散防止措置（吸着材展張）
- (2) 関係機関調整本部設置・運営
関係機関調整本部を現場付近に設置
関係機関調整本部に参集した各機関に現状連絡及び情報集約
- (3) 事故発生周知活動及び浮流油調査
船舶交通安全のため船舶が立ち入らないように船艇により広報及び警戒するとともに浮流油調査の実施
- (4) 重油の拡散防止措置
オイルフェンス展張訓練
回収場所設置訓練
- (5) 油吸着剤による回収
オイルフェンス内の重油をドラム缶等内に回収
- (6) 海上浮流油の分散
オイルフェンス外の回収が困難な重油は、油処理剤散布装置及び放水により分散処理

9. 訓練規模

参加機関 12 機関、参加車両 20 台、船舶 6 隻、参加人数約 100 名

10. 訓練組織

- (1) 千葉県石油コンビナート等防災本部本部長 千葉県知事
- (2) 千葉県石油コンビナート等現地防災本部
現地本部長 木更津市長
現地本部員 千葉海上保安部長
〃 千葉県警察本部長
〃 木更津市消防本部長
〃 京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会長
- (3) 事業所現地指揮本部
事業所現地指揮本部長 訓練事業所長
- (4) 防災関係機関
関東管区警察局
木更津海上保安署
京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
京葉臨海南部地区共同防災組織
新日鐵住金株式会社君津製鐵所